

和歌山工業高等専門学校感謝状贈呈規則

制 定 平成 23 年 5 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の事由)

第 2 条 感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- 一 本校の教育研究の進展に多大な貢献をしたもの
- 二 本校の学生及び職員の福利厚生に貢献したもの
- 三 その他前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(感謝状贈呈の手続)

第 3 条 運営委員会委員は、前条の事由に該当するものがあると認めるときは、その都度校長に対してその理由を付して書面で申し出るものとする。なお、申し出を受けた校長は運営委員会の議を経て、感謝状の贈呈の可否を決定する。

2 校長は感謝状の贈呈を決定したときは、速やかに別記様式により感謝状を贈呈するものとする。

(感謝状贈呈の事務)

第 4 条 感謝状の贈呈に係る事務は、贈呈の事由に関する業務を主として担当する課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

